

稱讃 一九八号

二〇一九年六月一日発行

発行 浄土真宗本願寺派 稱讃寺

〒二二一〇〇七五

東京都足立区一ツ家三丁目五番二〇号

TEL 〇三十五二四二二〇二五

FAX 〇三十五二四二二〇二六

宗門総合振興計画「懇志のご案内」

振込先 城北信用金庫 一ツ家支店

名義 浄土真宗本願寺派 稱讃寺教会

代表 北村 信也

口座 普通 6176051

死ぬのなら、ひとりで死ぬ」とは、先の川崎での無差別殺傷事件でSNSで話題になった言葉です。それが元で、元農林水産省の次官の方が、引きこもりの息子も他人「子ども」を殺すのではないかと危惧し自分の手で、その息子を殺害した事件も起こりました。

他人を殺める」「他人に迷惑を掛ける」とは「悪」として、許される事ではありません。世論調査では「死ぬのなら、ひとりで死ぬ」に対して、五〇%近くが賛成していました。一方、その発言は無責任すぎないかとの意見もあります。悩み苦しんでいる人に対して、「自死」を促しかねないとおっしゃる方もおられます。

「悪人」と言うと、即思い浮かべるのは、他人を殺したり、騙したりと、罪を犯す者、人道的でない振る舞いに対して抱くものです。

自分は善良な市民であって、偶に「凡夫」だと思ふことはあっても、なかなか「悪人」とは思えない。凡夫」にしても他人から名指しされると腹を立ててしまうのが私なのです。

そこで、親鸞聖人が説かれた「悪人正機」について、村上速水先生の「親鸞読本」から、親鸞聖人がおっしゃる「悪人」とは誰のことなのか、あらためて考えてみましょう。

善人なほもって往生をどぐ、いはんや悪人をや。しかるを世のひとつねにいはいく、悪人なほ往生す、いかにいはいはんや善人をや」。この条、一旦そのいはれあるに似たれども、本願他力の意趣にそむけり。そのゆゑは、自力作善のひとつは、ひとへに他力をたのむところかけたるあひだ、弥陀の本願にあらず。しかれども、自力のこころをひるがへして、他力をたのみたてまつれば、真実報土の往生をどぐるなり。煩惱具足のわれらは、いづれの行にても生死をはなれることあるべからざるにを、あはれみたまひて願をおこしたまふ本意、悪人成仏のためなれば、他力をたのみたてまつる悪人、もつとも往生の正因なり。よって善人だにこそ往生すれ、まして悪人はと、仰せ候ひき。

『鸛異抄』第三章



親鸞読本』

―その人間像の追求―

村上速水先生 著

六 地獄こそすみか？人間性の本質―

親鸞の人間観

弥陀の本願に身を投じた親鸞の人間観ほど徹底したものはない。彼は人間を悪人であるといった。ただの悪人でなく極重の悪人であり、罪惡深重、煩惱熾盛の凡夫であるといった。しかもそれは現在の状態についてだけだったのでなく、無始以来、未来永遠に変わる可能性のない人間の本质であるといった。地獄は一定住家ぞかし」というのがそれである。何という理解しにくい言葉であることか。全く人間の価値を無視するかのような言葉である。このような親鸞の人間観が、しばしば誤解されるのも故なしとせない。しかしその誤解はおそらく、親鸞の主張する立場がよく理解されていないということに帰するであろう。では、彼の立場とはどのような立場なのであるか。

善惡の基準

およそわれわれが普通用いる善惡の基準には二つのものがある。法律と道徳律とである。まず、国法とか、それに準ずる法律を基準として善惡を定める立場がある。法律が人間社会の秩序を維持してゆくために設けられている以上、これを基準として善惡を規定することは当然認められなければならないし、守られなければならないことは当然である。しかし法律という尺度が決して完全なものでないことは、例外のな

い法律はない」という言葉があることによって明らかである。また法律というものが人間の手によって作られたものであるかぎり、これを行使する人間の解釈如何によって、いかに曖昧なものであるかも、いまだ説明を要しないであろう。

法律に比べれば、道徳律はより厳密なものを基準とする立場に立っているといえる。法的責任はまぬがれても、道義的責任はまぬがれない」という言葉が使われるように、ここでは人間の外側の法をもって善惡をきめるのでなく、その人間の内面的な良心をもって規定するだけに、その基準はより厳密なものということができる。

このような法律や道徳律を基準として、善惡の価値判断を下してゆく立場を世間的立場とよぶならば、この立場においては親鸞といえども、人間の中に善人と悪人のいることを否定するものではない。たとえば、「一切善惡の凡夫人」（正信偈）という言葉を用いているのがそれである。

しかし、法律は勿論、道徳律といえども決して絶対的なものではない。何となれば、道徳もまた時代によって変遷があり、国家によって一定しないからである。いな、われわれは同じとき同じ場所における同一の事件においてさえ、対立する二人のものが、いづれも良心的発言であると主張しながら、互いに隔執し相剋しているような事実を見ると、良心の絶対性を疑わないわけにはゆかない。良心といっても、けっきよくその人個人の良心であって、国家全体、人類全体、歴史全体に共通するような良心はありえないのではないか。つまり、良心にもまた

限界のあることを感じないわけにはゆかないのである。

親鸞の立場

今親鸞が、すべての人間を悪人とする立場はどのような良心への懷疑と不信の立場であるといってもよいであろう。人間的良心なるものは所詮自己を是とし、他を非とする我愛我執を底に秘めているものであることを看破したのが親鸞であった。仏教においては善惡の定義として「第一義諦に順じて起すを善といい、第一義諦に背いて起すを惡という（菩薩瓔珞本業經）」という言葉がしばしば用いられるが、ここにいふ「第一義諦に順じて起す」とは、諸法は本来平等であるという道理にしたがう行為を意味するから、これを裏返していえば純粹無我的行為を善ということになる。

しかるにすでに述べてきたように、親鸞がその修行を通して自ら到達し、自ら確認した人間の本質は、「煩惱具足の凡夫」にほかならなかった。我執煩惱からははなれきれない存在であった。すなわち純粹無我なる行為は人間には望むことはできなかった。ここに人間の行為は雜毒の善か、惡でしかなく、人間はすべて悪人であるとする彼の立場が見出される。

しかるにそのような人間の全体的なすがたは人間自身の反省によっては見出すことのできないものであり、他者である仏の智慧光によって映し出された相であって、したがってこの立場における善惡は、絶対善なる仏を基準としているということができよう。仏の光の前における人間の赤裸々な姿を、彼は「極重の悪人」とよんだのであった。

次号に続く

令和元年度 第二回

稱讃寺 門徒総代会 開催報告

六月一日（土）午後三時より稱讃寺におきまして、今年度第一回目の「門徒総代会」を開催いたしました。

出席者は、川田原末廣様・福井恒彰様・安達光成様・早崎光弘様・中木原乃既子様・の総代さん五名と住職でした。

議事内容は、平成三〇年度事業報告並びに決算報告と「財産台帳」、令和元年度事業計画案並びに予算案を協議いただき、承認され、本願寺に提出の書類に署名・捺印いただきました。



その他として、宗門特別教区振興金庫から一千万円の借入の手続きが終了し、現在、月四五、一〇二円返済していることを報告しました。また、六月十

八日（火）に都庁生活文化局都民生活部都民生活課宗教法人担当を訪問し、今回承認された平成三〇年度決算書・令和元年度予算書・財産台帳・活動記録・寺報」を提出することになったことを報告しました。

ただ一点「貸借対照表」なるものについては、確定申告では記入しているものの、今回の借入金を含めた稱讃寺だけの「貸借対照表」は一応見よう見まねで提出していることになりました。

都庁からは、土地建物の抵当権が外れたときからが始まりですので、宗教法人を取得するの三年ほど掛かるとおっしゃっておられますが、少しでも縮めていきたいと思っています。

また、現門徒総代さんの任期が来年度までであります。再任は全然構わないのですが、今後、協議していかなければならない事項であります。



東組仏教婦人会総会に参加しました



六月六日（木）午前十時半より築地本願寺講堂で、二〇一九年度東組仏教婦人会連盟の総会が開催され、中木原乃既様と住職二人で午前の部（総会と仏教讃歌指導）に参加しました。

仏教讃歌は、み

教えをあなたと聴く」という歌で、歌詞は前お裏方大谷範子さまが作詞されたものでした。心地よい歌なので、みんなで歌えるようになったらと思います。

稱讃寺はまだ教区に仏教婦人会として単位登録していませんが、門信徒会の中で、女性のグループとして登録していく方向を模索中であります。単独で何かをするというより、まずは、教区や組の法話会・研修会等に参加するお仲間と考えていただけたらと思います。



平成三〇年度

稱讃寺 活動報告

二〇一八年四月一日～二〇一九年三月三十一日

総参拝数 一八三名 前年度二二五名

恒例法要 四一名 前年度四六名

七月 一日 永代経法要 9名

九月 二四日 秋季彼岸会法要 12名

二月 二六日 報恩講 11名

三月 二四日 講師 東組一樹寺 有賀良雄師 春季彼岸会法要 9名

のんのん法話会 四五名 前年度二五名

四月 一六日 兼 立教開宗記念 1名

五月 六日 兼 孟蘭盆会 1名

五月 一六日 兼 降誕会 1名

五月 二六日 兼 歡喜会 6名

六月 六日 兼 孟蘭盆会 1名

六月 一六日 兼 降誕会 2名

七月 一六日 兼 歡喜会 4名

八月 一六日 兼 孟蘭盆会 4名

九月 六日 兼 降誕会 1名

九月 一六日 兼 孟蘭盆会 3名

九月 二六日 兼 降誕会 1名

一〇月 一六日 兼 歡喜会 1名

一〇月 二六日 兼 孟蘭盆会 3名

十一月 六日 兼 降誕会 1名

十一月 一六日 兼 孟蘭盆会 1名

十二月 六日 兼 降誕会 3名

十二月 一六日 兼 孟蘭盆会 1名

一月 一六日 兼 降誕会 3名

兼 御正忌報恩講

一月 二六日 土 のんのん法話会 1名

二月 六日 水 のんのん法話会 1名

二月 一六日 土 のんのん法話会 5名

二月 二六日 水 のんのん法話会 1名

三月 六日 水 のんのん法話会 1名

三月 一六日 土 のんのん法話会 1名

三月 二六日 水 のんのん法話会 1名

参拝者数 九七名 前年度一五四名

参拝訪問 一七名 前年度七名

法務件数 内勤 一四件 前年度二五件

参拝者数 八〇名 前年度一三六名

行事 〇名 前年度二三名

法務 外勤 七二件 前年度六九件

内 葬儀 六件 前年度四件

布教 一六件 前年度一六件

他寺院法要手伝い 二七件 前年度三三件

本山・教区・組・その他

五月 二二日 月 築地本願寺宗祖降誕会

五月 三一日 金 於 築地本願寺 5名参拝

六月 二三日 土 東組仏教婦人会連盟総会

六月 二三日 土 於 築地本願寺 3名参加

九月 一七日 月 東組会・総代世話人研修会

九月 一七日 月 於 築地本願寺 4名参加

九月 一八日 水 平和フォーラム

九月 一八日 水 於 築地本願寺 2名聴講

一〇月 八日 月 千鳥ヶ淵全戦没者追悼法要

一〇月 八日 月 於 千鳥ヶ淵墓苑

一月 二一日 月 門徒推進員一泊研修会 1名

一月 二一日 月 於 門徒推進員一泊研修会 1名

築地本願寺宗祖報恩講出仕

於 築地本願寺

二月 八日 土 築地本願寺成道会布教大会

於 築地本願寺 1名参拝

一月 二四日 月 一五日 水

本山・御正忌報恩講出仕

於 本山・本願寺

三月 二二日 水 東組実践運動推進協議会

於 築地本願寺 4名参加

三月 二三日 土 真昌寺・稱讃寺合同法話会

講師 鶴田義光先生

生きたる仏教―安心して迷ってゆけ

ばいーただ念仏という生き方

於 一ムーブ町屋 3名聴講

六〇一九年度

四月 六日 土 第六期東組連研修了

川田原末廣氏 2名

二木志津子氏 2名

門徒総代会

第一回 五月二六日 土

第二回 九月二四日 月

宗教法人取得への動き

五月 二三日 水

都庁宗教法人担当訪問

八月 七日 水 都庁宗教法人担当訪問

一〇月 一七日 水 首都圏宗務特別教区

振興金庫 資金貸付申請

一月 二二日 月 首都圏宗務特別教区

振興金庫 契約締結

二月 二〇日 水 土地建物抵当権解除

稱讃寺入門式受式

山田昌三様裕章様親子

2名受式

以上

平成三〇年度

稱讃寺 決算報告

二〇一八年四月一日～二〇一九年三月三十一日

〈一般会計〉

総収入	九,〇〇一,九八四円
総支出	八,六一八,八五七円
余剰金	三八三,一二七円

収入の部

布施収入	三,五二一,五〇〇円
法務収入	三,一九〇,〇〇〇円
参拝収入	七六,五〇〇円
お斎料	二五五,〇〇〇円
法助収入	三,六二一,〇〇〇円
法務法札	一,八四九,〇〇〇円
布教法札	一,五二〇,〇〇〇円
お斎料	二五二,〇〇〇円
懇志	一八五,〇〇〇円
別収入	三〇三,九八八円
会費	二二八,〇〇〇円
雑収入	二三四,六七六円
売電	一,一五二円
その他	一三三,五二四円
回金	三七九,〇〇〇円
助成金	一三三,五〇〇円
前年度余剰金	四九五,三二〇円

寺院維持費	一,九〇四,二八二円
公費	三二〇,一七〇円
宗派課金	一五六,七二〇円
公租公課	六二,四五〇円
諸年会費	一〇一,〇〇〇円
維持管理費	一,五八四,一二二円
荘厳費	九五,七五二円
営繕修理費	九五,一〇〇円
コピー機費	六五三,四〇〇円
ダスキン費	二三,八六八円
墓地管理費	六,〇〇〇円
ソーラー費	二二六,四四八円
月極駐車費	一九八,〇〇〇円
水道光熱費	一七九,九三五円
火災保険費	一二五,六一〇円
寺院運営費	五,五七五,一四九円
伝道教化費	四五〇,九四一円
講師謝礼費	〇円
教化費	三七,八五八円
研鑽費	九七,八七八円
法要行事費	一〇一,七三九円
お扱い費	一一三,四六六円
活動移動費	二八八,六二九円
接待費	四,六六〇円
庶務費	七〇五,五一九円
事務費	六四,六三二円
通信費	四七,九一六円
インターネット費	〇円
発送費	二四一,四九〇円
印刷費	一二五,七六六円

特別会計

収入の部	
永代経懇志	八六,〇〇〇円
報恩講懇志	一七九,〇〇〇円
宗門振興懇志	〇円
彼岸会懇志	一〇,〇〇〇円
その他	一〇,〇〇〇円
前年度繰越金	五五六,〇〇〇円
支出の部	
宗教法人準備	九,六四〇,四八一円
宗門振興懇志	〇円
本山懇志	〇円
寺院運営費	三七九,〇〇〇円
明年度繰越金	九一九,九一九円

広告費	五六,四八四円
購読受信費	七一,六六六円
ホームページ費	九五,八六四円
諸費	一,七〇一円
渉外費	三九八,〇〇〇円
交際費	八七,〇〇〇円
慶弔費	一二〇,〇〇〇円
寄付金	六〇,〇〇〇円
法要懇志	一四一,〇〇〇円
人件費補助	三,七二七,四〇〇円
返済費	一,〇一三,七二四円
予備費	一二五,七二二円
本年度決算余剰金	三八三,一二七円

令和元年度

稱讃寺 事業計画

二〇一九年四月一日～二〇二〇年三月三十一日

法要

七月 七日 日 永代経法要
九月 二日 日 秋季彼岸会法要
二月 五日 日 宗祖親鸞聖人報恩講
三月 二日 日 春季彼岸会法要

法話会

四月 六日 土 のんのん法話会
花まつり
六日 火 のんのん法話会
(立教開宗)

五月 一六日 金 のんのん法話会
六日 月 のんのん法話会
一六日 木 のんのん法話会
二六日 日 のんのん法話会

六月 六日 木 のんのん法話会
六日 日 のんのん法話会
一六日 水 のんのん法話会
二六日 金 のんのん法話会

七月 六日 土 のんのん法話会
六日 土 のんのん法話会
一六日 水 のんのん法話会
二六日 金 のんのん法話会

八月 一六日 金 のんのん法話会
六日 火 のんのん法話会
六日 金 のんのん法話会

盆蘭盆会

九月 二六日 月 のんのん法話会
六日 金 のんのん法話会
一六日 木 のんのん法話会
二六日 金 のんのん法話会
一〇月 六日 日 のんのん法話会
六日 水 のんのん法話会
一六日 土 のんのん法話会
二六日 金 のんのん法話会
休座
※鹿児島稱讃寺永代経出講

二月 六日 土 のんのん法話会
六日 金 のんのん法話会
一六日 木 のんのん法話会
二六日 金 のんのん法話会
一月 二日 水 元旦会

二月 六日 土 のんのん法話会
六日 金 のんのん法話会
一六日 木 のんのん法話会
二六日 金 のんのん法話会
三月 六日 土 のんのん法話会
六日 金 のんのん法話会
一六日 水 のんのん法話会
二六日 金 のんのん法話会

門徒総代会

六月 二日 土 ・七月 七日 日
九月 二日 日 ・三月 二日 日

門信徒会 讃迎会・総会

七月 七日 日 ・二月 五日 日
九月 二日 日 ・三月 二日 日

東組

四月 六日 土 組連研 第6期修了
六月 六日 木 東組仏教婦人会連盟総会
六月 二日 土 東組 組会総代世話人研修会
二月 二日 水 東組実践運動僧侶寺院研修会
三月 二日 木 東組 御朋の社会をめざす運動 実践運動」推進協議会

東京教区

五月 二日 土 仏教壮年会連盟総会・大会
五月 二九日 水 仏教婦人会連盟総会
六月 五日 水 第 フロック少年連盟公開講座
八月 九日 月 フロック門徒子弟研修会
九月 七日 月 門徒推進員研修会
九月 七日 月 平和フォーラム
一〇月 八日 日 仏教婦人会連盟 一日研修会
二月 八日 日 成道会布教大会
二月 七日 金 御正忌報恩講中フロック参拝
二月 七日 金 如月忌法要
二月 五日 土 涅槃会布教大会
二月 二日 土 仏教壮年会連盟結成研修会

築地本願寺

四月 七日 日 築地本願寺花まつり
五月 二日 火 築地本願寺親鸞聖人降誕会
九月 八日 木 千鳥ヶ淵全戦没者追悼法要
一月 二日 金 フロック 水
築地本願寺親鸞聖人報恩講

本願寺

五月 二日 月 フロック 二日 火 宗祖降誕会
一月 九日 木 フロック 六日 木 御正忌

令和元年度

稱讃寺 予算

二〇一九年四月一日～二〇二〇年三月三十一日

〈一般会計〉

総収入 一〇,三〇〇,〇〇〇円

収入の部

布施収入	四,三〇〇,〇〇〇円
法務収入	三,五〇〇,〇〇〇円
参拝収入	五〇〇,〇〇〇円
お斎料	三〇〇,〇〇〇円
法助収入	四,三〇〇,〇〇〇円
法務法札	二,〇〇〇,〇〇〇円
布教法札	二,〇〇〇,〇〇〇円
お斎料	三〇〇,〇〇〇円
懇志	五〇〇,〇〇〇円
別収入	三〇〇,〇〇〇円
会費	三〇〇,〇〇〇円
雑収入	一二六,八七三元
売電	一〇,〇〇〇円
その他	一〇六,八七三元
助成金	一〇〇,〇〇〇円
前年度余剰金	三八三,一二七円

総支出 五,三五〇,〇〇〇円

支出の部

寺院維持費	二,〇四七,二三八円
公費	三二七,七二〇円
宗派課金	一五六,七二〇円
公租公課	七〇,〇〇〇円
諸年会費	一〇一,〇〇〇円
維持管理費	一,七一九,五一八円
荘厳費	一〇〇,〇〇〇円
営繕修理費	一五〇,〇〇〇円
コピー機費	七二二,八〇〇円
ダスキン費	二一,四二〇円
墓地管理費	六,〇〇〇円
サーバー費	二三〇,六八八円
月極駐車費	一八三,〇〇〇円
水道光熱費	二〇〇,〇〇〇円
火災保険費	一五,六一〇円
寺院運営費	二,四三四,三九四円
伝道教化費	七〇〇,〇〇〇円
講師謝礼費	一五〇,〇〇〇円
教化費	一五〇,〇〇〇円
研鑽費	一〇〇,〇〇〇円
法要行事費	一五〇,〇〇〇円
お扱い費	一五〇,〇〇〇円
活動移動費	三〇〇,〇〇〇円
接待費	一〇,〇〇〇円
庶務費	一,〇二四,三九四円
事務費	七〇,〇〇〇円
通信費	五〇,〇〇〇円
インターネット費	二二七,七二八円

〈特別会計〉

収入合計 一,八〇〇,〇〇〇円
支出合計 三〇〇,〇〇〇円

収入の部

永代経懇志	二〇〇,〇〇〇円
報恩講懇志	二〇〇,〇〇〇円
彼岸会懇志	二〇〇,〇〇〇円
宗門振興懇志	二〇〇,〇〇〇円
その他	八〇,〇八二円
前年度繰越金	九一九,九一九円
支出の部	
宗教法人準備	一〇〇,〇〇〇円
宗門振興懇志	二〇〇,〇〇〇円
明年度繰越金	一,五〇〇,〇〇〇円

發送費	二五〇,〇〇〇円
印刷費	二〇〇,〇〇〇円
広告費	一〇〇,〇〇〇円
購読受信費	七一,六六六円
ホームページ費	五〇,〇〇〇円
諸費	一五,〇〇〇円
渉外費	四〇〇,〇〇〇円
交際費	一〇〇,〇〇〇円
慶弔費	一〇〇,〇〇〇円
寄付金	五〇,〇〇〇円
法要懇志	一五〇,〇〇〇円
返済費	五四一,二三四円
予備費	三二七,一四四円

稱讃寺 行事予定

二〇一九年六月の行事予定



二日 日曜礼拝 午前九時

六日 水曜礼拝 休座

東組仏教婦人会連盟総会

九日 日曜礼拝 休座

六日 日曜礼拝 休座

のんのん法話会 午後一時

三日 日曜礼拝 休座

六日 水曜礼拝 休座

三日 日曜礼拝 休座

ゆた じんせい

豊かな人生は

か ま

勝ち負けではない

二〇一九年 心のともしび」五月カレンダーより

二〇一九年 七月の行事予定

六日 土曜礼拝 午後二時

七日 日曜礼拝 午後二時

四日 日曜礼拝 午前九時

六日 水曜礼拝 午後二時

二日 日曜礼拝 午前九時

六日 金曜礼拝 午後二時

二〇一九年 八月の行事予定

四日 日曜礼拝 午前九時

六日 水曜礼拝 午後二時

二日 日曜礼拝 午前九時

六日 金曜礼拝 午後二時

八日 日曜礼拝 午前九時

二日 日曜礼拝 午前九時

六日 水曜礼拝 午後二時

二〇一九年 六月 法務・布教・出向予定

一日 土曜礼拝 藤田家七回忌 十一時

門徒総代会 十五時

二日 日曜礼拝 大釋家一周忌 十三時

富永家法事 十六時

三日 月曜礼拝 坂根家月忌参り 九時半

七日 金曜礼拝 船山家四十九日法要 十時

鈴木家初参式 十四時

八日 土曜礼拝 小高家遷仏法要 十時

九日 日曜礼拝 日浦家一周忌法要 十時

五日 土曜礼拝 雲妙寺法助 十時

炭田家十三回忌法要 十六時

六日 日曜礼拝 光明寺法助 十時

二日 土曜礼拝 東組組会・総代研修会

三日 月曜礼拝 雲妙寺法助 十二時

二〇一九年度 稱讃寺門信徒会費

年会費 六千円

振込先 城北信用金庫 一ツ家支店

名義 浄土真宗本願寺派 稱讃寺教会

代表 北村 信也

口座 普通 6176051